## GX推進再エネ導入支援事業(GXアドバイザー派遣事業)実施要綱

## (趣旨)

第1条 再生可能エネルギー導入や省エネルギーに取り組もうとする事業者を対象に,専門的な知識や豊富な経験を有する人材(以下「GXアドバイザー」)を派遣し,取組に向けた伴走支援を行うことにより,再エネ・省エネの導入促進の観点で GX の推進を図る。

## (派遣対象者)

- 第2条 派遣の対象者は、再生可能エネルギー導入や省エネルギーに取り組もうとする者 のうち、次の全てを満たす個人事業主及び法人とする。
- (1) 鹿児島県内に事業所を有すること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 鹿児島県暴力団排除条例 (平成 26 年度鹿児島県条例第 22 条) 第 2 条に規定する「暴力団」,「暴力団員」「暴力団員等」及び「暴力団関係者」に該当しないこと。
- (4) 個人事業主の場合は、青色申告を行っていること。

#### (内容)

第3条 GXアドバイザーは取組事業者からの申請に基づき,次に掲げる項目について指導,助言を行うものとする。

## 項目内容

フェーズ	内容
ステップ 1	社内意識醸成
ステップ 2	再エネ設備導入・省エネ設備導入に向けた自社の現状把握
ステップ3	再エネ設備導入・省エネ設備導入に向けた目標の提案
ステップ 4	導入した設備の効果確認

- 2 GX アドバイザーの派遣先は、鹿児島県内に限る。
- 3 GXアドバイザーの派遣は、原則として、1回あたり2時間以内、同一事業者に対してフェーズ毎に2回を上限とする。

# (GXアドバイザーの指定)

第4条 派遣する GX アドバイザーについては, 第3条第1項に定める項目に関して指導・助言を行うにあたり適切な者を, エネルギー対策課が別に定める。

#### (派遣手続き)

- 第5条 GXアドバイザーの派遣の手続き
- (1) GX アドバイザー派遣を希望する取組事業者は、アドバイザー派遣申請書(別紙様式 1) により、エネルギー対策課に申請する。
- (2) エネルギー対策課は、申請書の内容が適当と認められる場合は、指導・助言を希望する項目について GX アドバイザーに意向を確認した上で、GX アドバイザー派遣決定通知書(別紙様式2) により、派遣の決定を通知する。また、GX アドバイザーに対し決定通知書の写しを送付する。
- (3) エネルギー対策課は GX アドバイザーと申請者の日程調整を行い,派遣する日時を決定し, それぞれに通知する。
- (4) GX アドバイザーは通知を受けた日時に申請者に対して訪問や web で指導・助言を行う。

### (報告)

- 第6条 GXアドバイザーは、活動の結果をアドバイザー派遣業務報告書(別紙様式3)により、申請者は、アドバイザー派遣実施報告書(別紙様式4)により、それぞれ活動終了2週間以内にエネルギー対策課へ報告するものとする。
- 2 県が事業効果を検証するにあたり、申請者に情報を求めたとき、申請者はそれに応じなければならない。

#### (派遣に要する経費)

第7条 GXアドバイザーの派遣に要する経費(謝金・旅費)については、県がGXアドバイザーに対し、県の規定に基づき、予算の範囲内において支給するものとする。

## (守秘義務)

第8条 GXアドバイザーは、派遣により知り得た企業秘密などを他に漏らしてはならない。 2 県はGXアドバイザーに対して、前項を遵守させるため、申請者の求めに応じて、誓約 書の提出など、秘密保持のための措置をとらせることができる。

## (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか,この事業の実施に関し必要な事項は,エネルギー対 策課と協議して定めることとする。

### 附則

この要綱は令和6年8月16日から施行する。